

**青梅市消防団員の給与ならびに費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

消防団員の報酬等の基準の策定等についてを踏まえ、消防団員の処遇を改善するため、報酬等の支給額の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市消防団員の給与ならびに費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例**

青梅市消防団員の給与ならびに費用弁償に関する条例（昭和 2 8 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青梅市消防団員の報酬および費用弁償に関する条例

第 1 条中「ならびに」を「および」に改める。

第 2 条の見出しおよび同条本文中「手当」を「報酬」に改め、同条の表中「職務手当」を「年額報酬」に改め、

「

出動手当	1 回	2,900円
------	-----	--------

」を

「

出動報酬	4時間以上の災害出動	1回	8,000円
	その他の出動	1回	3,000円

備考 災害出動とは、水災、火災または地震等の災害
(以下「災害」という。)に伴う出動をいう。

」に改める。

第3条の見出し中「手当」を「報酬」に改め、同条第1項中「職務手当」を「年額報酬」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、支給を受ける消防団員の在職期間が1年に満たないときは、前条に定める年額を12で除して得た額に支給月を含む直近6月における当該消防団員の在職月数を乗じて得た額を支給するものとする。

第3条第2項を次のように改める。

2 出動報酬は、次に掲げる者につき、前条の区分にもとづき、出動1回当たりの金額を決定し、1月分を取りまとめて、当該出動のあつた月の翌月に支給するものとする。この場合において、4時間以上の災害出動が2日以上にわたるときは、当該災害出動1日につき同条に掲げる1回当たりの金額を支給するものとする。

(1) 災害の現場において業務に従事した者

(2) 前号のほか、団長の招集によつて災害の予防業務に従事した者

第3条第3項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青梅市消防団員の報酬および費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後の職務または出動にかかる報酬から適用するものとし、同日前の職務または出動にかかる報酬については、なお従前の例による。